

1. 件名：電気事業連合会との面談
2. 日時：令和5年12月22日（水）10：00～11：00
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：
 - 原子力規制庁
 - 原子力規制部
 - 原子力規制企画課 片野課長補佐、寺野管理官補佐、小西係長
 - 電気事業連合会
 - 原子力部 副部長、他2名
5. 要旨：
 - 原子力規制庁から、改正再処理法の施行に伴う廃止措置実施方針及び廃止措置実施計画の一部記載の見直し方針について、12月8日の面談で後日回答するとした点を含め、以下のとおり電気事業連合会に伝えた。
 - 原子炉等規制法第43条の3の33第2項の規定のとおり、廃止措置実施方針には廃止措置に要する費用の見積りを定めなければならない。
 - 廃止措置計画において、廃止措置に要する費用の見積り等の記載は添付資料記載事項であるため、プラント毎の申請案件にあわせて添付資料の記載を適正化する方針で差し支えない。また、廃止措置中のプラントについて、事業者は、廃止措置実施方針に廃止措置計画を添付する運用としているところ、今回の記載見直しの具体的な記載内容への反映及びそのタイミングは事業者で検討すること。
 - 廃止措置計画についても、実用炉規則等で廃止措置に要する費用の見積りを記載することを求めており、個別の審査の中で今後確認していく。
6. 配布資料：
 - なし

以上